# 社会福祉法人清風会　評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人清風会（以下「本会」という。）の定款第５条、定款第６条第２項及び第１６条に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（意義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号に定めることによる。

（１）　評議員とは、定款第５条による者をいう。

（２）　役員とは、定款第１６条による理事及び監事をいう。

（３）　報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。

（４）　費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

（報酬等の支給及び額の決定）

第３条　この法人は、役員及び評議員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

２　この法人の役員及び評議員の報酬総額は、年間５０万円以内とする。

３　この法人が支給する報酬の額は、理事会及び評議員会出席の都度、理事長の報酬は７，７８０円、役員及び評議員の報酬は６，４４０円とする。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

（報酬支払方法）

第４条　前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

（費用の弁償）

第５条　本会は第２条の第１号、第２号、第４号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

２　費用の弁償の額は実費とする。

３　費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

（規程の改廃）

第６条　この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補則）

第７条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則　この規程は、平成２９年４月１日より施行する。
この規程は、平成３０年４月１日より施行する。
この規程は、平成３１年４月１日より施行する。